

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された診療情報提供依頼書（以下「書類」という。）を医療機関 A に送付すべきところ、誤って同じ名称の医療機関 B に郵送するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、診療内容、検査結果等

2 事案の経過

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

○令和 6 年 9 月 26 日（木）

- ・医師が作成した書類を医療機関 A へ郵送すべきところ、誤って医療機関 B へてに郵送した。
- ・医療機関 B からセンターへてに該当患者がいないとの電話連絡を受け発覚、医師が謝罪した。
- ・医師が患者本人に電話で経緯を説明し謝罪した。

○9 月 27 日（金）

- ・医療機関 B から、返送する旨の連絡があった。

3 誤送付の原因

- ・医師が医療機関へ書類送付する際、かかりつけ医の正確な病院名と住所確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・かかりつけ医の正確な病院名と所在地を必ず確認するよう指導した。
- ・9 月 27 日付幹部会議で法令遵守の徹底を注意喚起するとともに、外来診療スペースや病棟の看護師詰所のキャビネットに貼付する啓発シールを配布した。